

麻薬小売業者における 麻薬取扱いの留意点について①

麻薬の譲受・譲渡

麻薬の廃棄

麻薬小売業者における麻薬取扱いの留意点について①

このコンテンツでは、麻薬小売業者免許を持つ薬局における麻薬の譲受・譲渡と麻薬の廃棄の基本的な留意点について説明します。

法令の表記方法

正式名	表記方法
麻薬及び向精神薬取締法	法
麻薬及び向精神薬取締法施行規則	施行規則

このコンテンツでは、法令を表記方法欄のように略してお伝えします。

麻薬の譲受・譲渡

麻薬の譲受・譲渡

1. 麻薬卸売業者からの譲受
2. 麻薬処方箋を所持する者への譲渡
3. 患者又は患者の家族等から返却された調剤済麻薬の譲受
4. 麻薬業務の廃止に伴う譲渡・譲受
5. 麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う譲渡・譲受



麻薬小売業者における麻薬の譲受・譲渡は、原則として1から5に掲げる場合に限られます。

麻薬小売業者は、原則として麻薬処方箋を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできません。

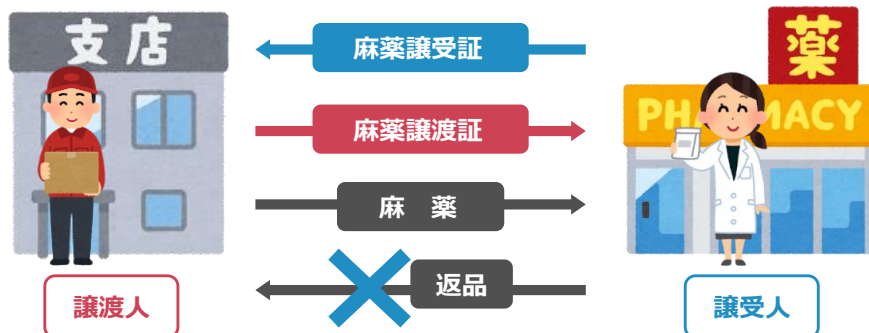
他の麻薬小売業者、病院、診療所との貸し借りや麻薬卸売業者への返品をすることもできません。

麻薬の譲受・譲渡

1. 麻薬卸売業者からの譲受（法第26条、第32条）

東京都内の麻薬卸売業者

麻薬小売業者



交付された譲渡証は、**2年間保存**

麻薬の譲受は、同一都道府県内の麻薬卸売業者からに限られています。
譲受の際は、麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付し、麻薬卸売業者からは麻薬譲渡証の交付を受けてください。

麻薬卸売業者へ麻薬譲受証を交付することが、麻薬を譲り受ける前提条件となります。

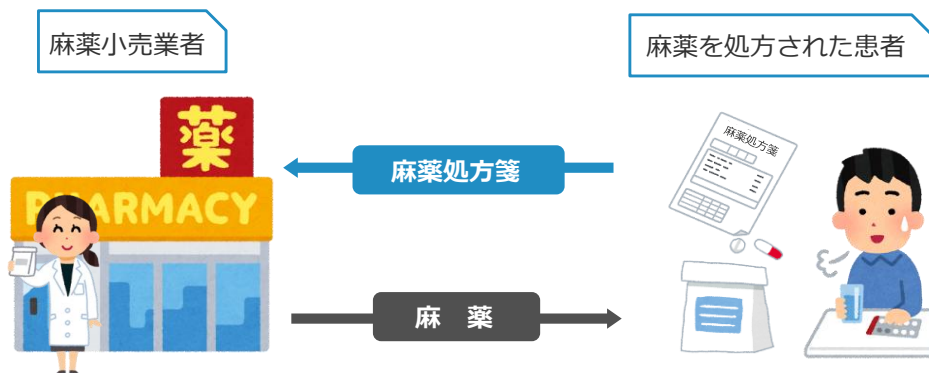
麻薬譲受証は、譲受者の責任において作成してください。

麻薬卸売業者から交付を受けた麻薬譲渡証は、2年間保存してください。

なお、納品された麻薬を返品することはできませんので注意してください。

麻薬の譲受・譲渡

2. 麻薬処方箋を所持する者への譲渡（法第24条第11項、第25条）



麻薬処方箋の記載事項(法第27条第6項、規則第9条の3)

- ①患者氏名、年齢（生年月日でも可） ②**患者の住所** ③麻薬の品名、分量、用法用量
④**麻薬施用者の記名押印又は署名** ⑤処方箋の使用期間 ⑥処方箋の発行日 ⑦**麻薬施用者の免許番号**
⑧麻薬診療施設（麻薬施用者が処方を行った医療機関）の名称及び所在地

麻薬小売業者は、原則として、麻薬処方箋を所持する者に対し、その処方箋により調剤した麻薬を交付する以外に麻薬を譲渡することはできません。

また、麻薬処方箋受付時は記載事項をよく確認してください。

麻薬処方箋の記載事項はスライド下部分を御確認ください。

特に②、④、⑦の患者の住所、麻薬施用者の記名押印又は署名、麻薬施用者の免許番号は記載漏れが多い項目なので注意してください。

麻薬処方箋に疑義がある場合、当該麻薬処方箋を交付した麻薬施用者に問い合わせて、疑義を確認した後でなければ調剤できません。

麻薬施用者免許番号が未記載の場合、当該麻薬処方箋を発行した医師等が麻薬施用者免許を取得していない可能性がありますので、特に注意が必要です。

麻薬の譲受・譲渡

3.患者又は患者の家族等から返却された調剤済み麻薬の譲受

(法第24条第1項)

麻薬を処方された患者
又はその家族等

麻薬小売業者



不要な麻薬



他の麻薬小売業者、麻薬診療施設
が交付した麻薬も譲受できます。

麻薬小売業者は、麻薬の交付を受けた患者又はその御家族等から、施用中止又は死亡等の理由により施用する必要のなくなった麻薬を譲り受けることができます。これは、他の麻薬小売業者、麻薬診療施設が交付した麻薬も含みます。麻薬小売業者の免許を持っていない薬局は、麻薬を譲り受けることはできません。患者等から譲り受けた麻薬は帳簿への記載が必要です。また、誤って使用することがないように識別表示等をして保管してください。患者等から譲り受けた麻薬は、薬局の他の職員立会いのもと廃棄し、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を管轄の保健所に提出してください。

麻薬の譲受・譲渡

4.麻薬業務の廃止に伴う譲渡・譲受（法第36条第2項）



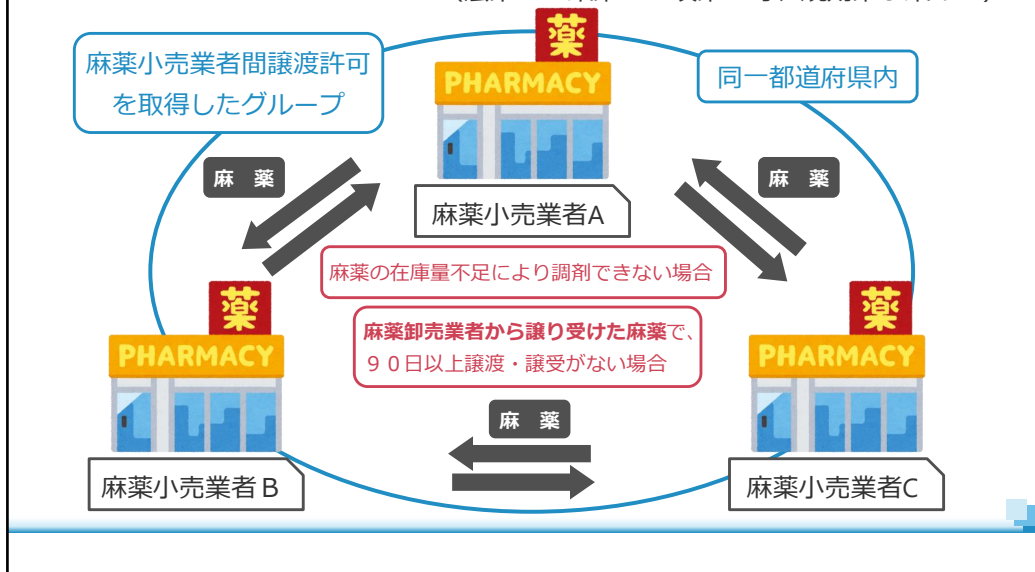
麻薬小売業者の業務を廃止した薬局開設者は、業務廃止後50日以内であれば、東京都内の他の麻薬小売業者、麻薬診療施設等に、業務廃止時に所有していた麻薬を譲渡できます。

麻薬小売業者は、麻薬業務を廃止した東京都内の他の麻薬小売業者、麻薬診療施設等から、業務廃止時に所有していた麻薬を、業務廃止後50日以内であれば、譲り受けることができます。

麻薬の譲受・譲渡

5. 麻薬小売業者間譲渡許可を得て行う譲渡・譲受

(法第24条第12項第1号、規則第9条の2)



麻薬小売業者間譲渡許可を取得したグループにおいて、麻薬の在庫量不足により麻薬処方箋による調剤ができないため、不足分を補足する必要がある場合、又は、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、90日以上譲渡・譲受がない場合に限って、共同で麻薬小売業者間譲渡許可を取得した麻薬小売業者間で相互に麻薬を譲渡・譲受することができます。

麻薬の譲受・譲渡

麻薬の譲受・譲渡時の留意点

- 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける時は、品名・数量・製品番号、封かんされているかを必ず確認、譲受証を交付し、譲渡証を受け取る
- 麻薬処方箋の記載事項をよく確認し、疑義があれば照会をする
- 業務廃止時の麻薬の譲渡・譲受は、業務廃止後50日以内に行う
- 麻薬小売業者間で麻薬を譲渡・譲受する場合には、事前に許可が必要



麻薬は返品することができません。麻薬卸売業者から、麻薬を受取る時には、品名・数量・製品番号が現品と相違ないか、封かんがなされているかを必ず確認してください。

譲受証を交付し、譲渡証を受け取ってください。

麻薬処方箋の記載事項をよく確認し、疑義がある場合は処方箋を発行した麻薬施用者に照会し、疑義を確認した後に調剤してください。

業務廃止時の麻薬の譲渡・譲受は、業務廃止後50日以内に行ってください。

業務廃止前に譲渡・譲受すると不正譲渡となってしまいます。

業務廃止後50日を過ぎて麻薬を所持していると不法所持となってしまいますので注意してください。

麻薬小売業者間で麻薬を譲渡・譲受するには、事前に許可が必要です。

麻薬の廃棄

麻薬の廃棄（法第29条）

麻薬を廃棄する場合、**事前に麻薬廃棄届**を管轄の保健所に**提出**し、**保健所職員の立会い**のもと廃棄

調剤済み麻薬の廃棄（法第35条第2項）

麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する場合、管理薬剤師等が、**薬局の他の職員立会い**のもと、回収が困難な方法で廃棄し、**廃棄後30日以内**に管轄の保健所に届出



麻薬を廃棄する際の手続きには、廃棄したい麻薬の状態に応じて、事前に届出をし、保健所職員立会いのもと廃棄する場合と、薬局で廃棄後に届出が必要な場合の2種類の手続きがあります。

麻薬の廃棄

廃棄する前に届出が必要な麻薬

- ◆古くなった麻薬
- ◆変質、汚染又は破損等により使用できなくなった麻薬
- ◆使用の見込みがなく不要になった麻薬
- ◆誤調剤した麻薬 等



事前に**麻薬廃棄届**を管轄の保健所に提出、
保健所職員立会いのもと廃棄



古くなった麻薬、変質・汚染等により使用できなくなった麻薬、使用の見込みがなくなり不要となった麻薬、誤調剤した麻薬等を廃棄したい場合、事前に管轄の保健所へ麻薬廃棄届を提出し、保健所職員立会いのもと麻薬を廃棄します。

麻薬の廃棄

廃棄した後に届出が必要な麻薬

- ◆ 患者が必要としなくなり、患者や患者の家族等から返却された麻薬
- ◆ 患者が死亡したため、患者の遺族等から返却された麻薬



管理薬剤師が、薬局の他の職員立会いの下、回収困難な方法で廃棄。

廃棄後30日以内に調剤済麻薬廃棄届を
管轄の保健所に提出



麻薬処方箋により調剤された麻薬を交付された患者が必要としなくなり、患者やその御家族等から返却された麻薬、患者が亡くなったため、その御遺族等から返却された麻薬を廃棄する場合は、管理薬剤師が薬局の他の職員の立会いのもと、放流等回収が困難な方法で廃棄した後30日以内に、調剤済麻薬廃棄届を管轄の保健所へ提出します。

麻薬の廃棄

麻薬廃棄の不適切事例

誤調剤した麻薬を廃棄してしまった。



誤調剤した麻薬は、「麻薬処方箋に基づいた麻薬」ではありません。

事前に**麻薬廃棄届**を提出し、保健所職員立会いのもと廃棄する必要があります。

廃棄について判断に迷った時は、**廃棄する前に**管轄の保健所にお問い合わせください。

無届廃棄



麻薬廃棄の不適切事例について紹介します。

誤調剤した麻薬は、麻薬処方箋に基づいた麻薬ではありません。

誤調剤した麻薬を廃棄する場合、事前に麻薬廃棄届を提出し、保健所職員立会いのもと廃棄することになります。

事前に届出をせずに誤調剤した麻薬を廃棄した場合、無届廃棄となり、法第29条違反となってしまいます。

麻薬の廃棄について判断に迷った時は、廃棄する前に管轄の保健所にお問い合わせください。

以上で「**麻薬小売業者における麻薬取扱いの留意点について①
麻薬の譲受・譲渡、麻薬の廃棄**」のコンテンツは終了です。
御視聴いただき、ありがとうございました。



詳細等は「麻薬取扱いの手引（薬局用）」で確認してください。

以上で「**麻薬小売業者における麻薬取扱いの留意点について① 麻薬の譲受・譲渡、麻薬の廃棄**」のコンテンツは終了です。
御視聴いただき、ありがとうございました。